

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所管部
<b>&lt;&lt; 最重点項目 &gt;&gt;</b>		
<b>I. 西日本豪雨災害からの創造的復興</b>		
<b>1 西日本豪雨災害により被災したかんきつ産地の復興</b>	<b>(農林水産省)</b>	<b>【最重点】</b>
西日本豪雨災害により大きな被害を受けたかんきつ産地の復興に向けた再編復旧の取組支援	再編復旧の事業実施に必要な予算を確保するとともに、事業実施予定地区の新規事業着手に向けた支援を継続すること。	農林水産部
<b>2 肱川緊急治水対策の推進</b>		
<b>(内閣府・財務省・国土交通省)</b>		<b>【最重点】</b>
西日本豪雨により甚大な浸水被害が発生した肱川流域の再度災害防止に向け、河川激甚災害対策特別緊急事業等による堤防整備と山鳥坂ダム建設事業を計画どおり推進するとともに、令和元年度に変更した河川整備計画に基づく河川の改修やダムの整備を推進すること。		土木部
(1) 国管理区間の河川改修の促進	国管理区間の河川改修を着実に促進すること。	
(2) 県管理区間(中下流圏域:大洲市菅田地区～西予市野村地区)の河川改修を促進するための事業費の確保	県管理区間(中下流圏域:大洲市菅田～西予市野村)の河川改修を推進するための事業費を確保すること。	
(3) 山鳥坂ダム建設事業と洪水調節機能を強化する野村ダム改良事業の促進	山鳥坂ダムの早期運用開始に向け、重点的な予算確保と事業の促進を行うこと。また、野村ダムの洪水調節機能強化を目指し、放流設備の増強を進めること。	
(4) 山鳥坂ダムの水源地域整備計画に位置付けられた県道小田河辺大洲線の整備促進及び事業費の確保	ダム本体関連工事開始前に完了する必要がある県道小田河辺大洲線について、計画的な整備促進及び事業費を確保すること。	

令和4年度 重要施策提案・要望 項目の主旨 <資料2>

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<b>II. 防災・減災対策</b>		
<b>3 地域の実情を踏まえた防災・減災対策の推進</b>		<b>【最重要】</b>
<p><b>[1] 大規模災害から住民の生命・身体及び財産を守るための防災・減災対策の総合的な推進</b></p> <p style="text-align: center;">(内閣府・国土交通省・気象庁・防衛省)</p>		
<p>(1) 甚大化・頻発化する豪雨災害等に備える避難対策等の総合的な推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自助・共助を促進し、地域防災力の向上を図るため、地方自治体を実施する自主防災組織の活性化や避難対策等の事業に対する財政支援措置等、ソフト対策予算を充実・強化すること。</li> <li>・ 気象情報の精度向上を推進するとともに、スマートフォン等の多様な手段の活用により防災情報の確実な伝達を図る取組への財政支援措置を講じること。</li> <li>・ 被災者生活再建支援制度の適用を住家の半壊・床上浸水まで拡大すること。</li> </ul>	県 民 環 境 部
<p>(2) 南海トラフ地震対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前復興の取組を推進する体制を整備するとともに、地方自治体の取組に対する財政支援措置を講じること。</li> <li>・ 南海トラフ巨大地震を想定した広域的な防災対策を一層充実させるとともに、地方自治体の取組を促進する財政支援措置等を講じること。</li> <li>・ 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応の実効性を高める取組を充実・強化すること。</li> </ul>	
<p>(3) 陸上自衛隊松山駐屯地の拡張及び周辺地域の道路整備の着実な推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模災害発生時の人命救助や物資輸送等に万全を期すため、他の駐屯地等からの応援部隊の人員や資機材等の受入れが可能となるよう、予定される施設の拡張整備を早期かつ着実に推進すること。</li> <li>・ 大型車両の出入口を複数確保するとともに、(仮称)東温スマートインターチェンジの開設に併せて高速道路へのアクセス向上を図るため、大型車両が通行可能な道路整備に向けた必要な予算を配分すること。</li> </ul>	
<p><b>[2] 地域の安全・安心を確保するための社会資本整備の推進</b></p> <p style="text-align: center;">(内閣府・財務省・国土交通省)</p>		
<p>(1) 社会資本整備に必要な予算の総額確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民の安全・安心を確保し、地域経済の活性化による豊かな暮らしの実現とその担い手確保のため、安定的・持続的な社会資本整備に係る予算の総額を確保すること。</li> </ul>	土 木 部
<p>(2) 防災・減災対策に必要な予算の重点的な配分</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民の命を守ることを最優先に、南海トラフ地震などの大規模災害に備えた防災・減災対策に必要な予算の本県への重点的な配分を行うこと。</li> </ul>	

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<p><b>[3] 社会インフラの戦略的な維持管理・更新の推進</b> (内閣府・総務省・財務省・国土交通省)</p>		
(1) 社会インフラの維持管理・更新に関する予算の総額確保及び必要な予算配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会インフラの戦略的な維持管理・更新を進めるため、予算を総額確保し本県へ必要な予算配分を行うこと。</li> </ul>	土木部
(2) 戦略的な維持管理・更新に関する制度の拡充と効果的・経済的な点検手法の導入に向けた取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路事業における個別事業の更なる要件緩和を行うほか、現在対象となっていない港湾施設等の法定点検に係る費用等について交付金や公共施設等適正管理推進事業債の対象となるよう制度を拡充すること。</li> <li>橋梁の点検等について、ICTやAI等、新技術の開発等を踏まえた効果的・経済的な点検手法の導入に向け取組みを推進すること。</li> </ul>	
<p><b>[4] 南海トラフ地震に対応した海岸保全施設の整備促進</b> (財務省・農林水産省・国土交通省)</p>		
南海トラフ地震・津波対策に必要な海岸保全施設の整備事業費の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国第3位の海岸保全区域を有する本県へ、南海トラフ地震に対応した海岸保全施設の整備に必要な予算の配分を行うこと。</li> </ul>	農 林 水 産 部 ・ 土 木 部
<p><b>[5] 総合的な土砂災害対策の推進</b> (内閣府・財務省・国土交通省)</p>		
土砂災害対策事業費の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>豪雨や地震による土砂災害から県民の生命・財産を守るため、ハードとソフトが一体となった総合的な土砂災害対策を推進するための必要な予算の配分を行うこと。</li> </ul>	土木部
<p><b>[6] 治水事業の推進</b> (総務省・財務省・国土交通省)</p>		
頻発・激甚化する水害に備え、流域全体で被害軽減を図る「流域治水対策」の根幹となる治水事業を推進するための予算の総額を確保するとともに、必要な予算を配分すること。		土木部
(1) 県管理河川の整備に必要な事業費の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>県管理河川の再度災害防止対策や事前防災対策のための事業費を確保すること。</li> </ul>	
(2) 国管理区間の河川整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国管理区間における肱川緊急治水対策や重信川の堤防漏水対策などの河川整備を促進すること。</li> </ul>	
(3) 県管理の河川やダム等の堆砂除去に対する継続的な財政支援と制度の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂堆積により、洪水の安全な流下や洪水調節機能等に支障が生じる可能性がある箇所について、堆砂除去に対する財政支援を継続するとともに、ダムについては、利水容量内の堆砂除去に補助対象を拡大すること。</li> </ul>	
(4) 住民の避難支援体制強化に必要な事業費の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模氾濫時の避難体制を構築する上で根幹となる洪水浸水想定区域図や洪水ハザードマップ等の技術的・財政的支援を継続すること。</li> </ul>	

令和4年度 重要施策提案・要望 項目の主旨 <資料2>

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<b>[7] 水道施設の防災対策等の推進</b> (厚生労働省)		
<p>県内自治体では、南海トラフ大地震等への災害に備えた水道施設の耐震化に加え、平成30年7月豪雨等により明らかとなった停電や土砂・浸水災害への対応など、多岐にわたる防災対策を講じる必要性が高まっており、優先順位をつけ計画的に取り組んでいるところであるが、厳しい財政状況にあることから、早期実施に向けた積極的な財政支援を講ずること。</p>		県 民 環 境 部
(1) 停電、土砂・浸水災害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道水源開発等施設整備費補助金における防災対策工事等に係る補助メニューを恒久的なものとする。</li> <li>・ 資本単価撤廃等の採択要件の緩和や補助率の嵩上げなどの財政支援措置を拡充すること。</li> <li>・ 災害に備えて、浄水機能を担う機器等を応急的に提供できる体制整備など、早期復旧に向けた対応策を講じること。</li> </ul>	
(2) 耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活基盤施設耐震化等交付金において、水道施設の耐震診断や耐震化計画策定も交付対象とすること。</li> <li>・ 資本単価撤廃等の採択要件の緩和や補助率の嵩上げなどの財政支援を拡充すること。</li> <li>・ 早期整備を図るため、引き続き要望額を満額確保すること。</li> </ul>	
<b>[8] 公共施設等の耐震化の促進</b> (国交省・警察庁・総務省・厚労省・財務省)		
(1) 公共施設等の耐震化を計画的に進めるための交付金、起債等耐震化に係る制度の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災拠点となる公共施設等(県庁舎・警察施設・医療施設)の耐震化を計画的に進めるため、交付金、起債等耐震化に係る制度の拡充を図ること。</li> </ul>	総 務 部 ・ 観 光 ス ポ ー ツ 文 化 部 ・
(2) 松山空港の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国直轄事業である松山空港の耐震化事業を促進すること。</li> </ul>	保 健 福 祉 部 ・ 警 察 本 部

令和4年度 重要施策提案・要望 項目の主旨 <資料2>

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<b>4 伊方発電所の安全対策の強化等</b> (内閣府・警察庁・外務省・経済産業省・国土交通省・原子力規制委員会・防衛省)		【最重点】
(1) 原子力発電所の安全対策の充実・強化及び安全文化の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立地地域の特性や独自の取組みも考慮し、厳正な原子力安全規制を行うとともに、最新の知見に基づき安全対策の充実・強化に取り組むこと。</li> <li>・ 3号機の安全性向上のため、昨年4月から本格運用を開始した新検査制度の実施状況を踏まえ、トラブルの再発防止策の徹底を図ること。</li> <li>・ 規制当局、事業者双方において、安全管理体制の充実・強化と安全文化の絶え間ない醸成を図ること。</li> </ul>	県 民 環 境 部
(2) 廃炉対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1、2号機の廃止措置状況を厳正に確認・指導するとともに、伊方発電所における廃炉技術の研究が進むよう取り組むこと。</li> <li>・ 原子炉の解体等に伴い発生する低レベル放射性廃棄物の処分に係る規制基準の整備と事業者の積極的なサポートに努めること。</li> </ul>	
(3) 使用済燃料対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国が主体となって使用済燃料対策や核燃料サイクルを着実に推進し、使用済MOX燃料の処理・処分方策を早期に決定すること。</li> <li>・ 乾式貯蔵について、引き続き一時保管であることや安全性を広く丁寧に説明し、伊方発電所内への設置工事を厳正に審査・確認すること。</li> <li>・ 高レベル放射性廃棄物の最終処分の確実な推進に向け、責任を持って取り組むこと。</li> </ul>	
(4) 説明責任の履行、情報公開及びコミュニケーションの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全規制の取組状況や確認結果について、広く国民や地域への説明責任を果たすとともに、情報公開を徹底すること。</li> <li>・ 核燃料サイクルや使用済燃料対策を含めた原子力政策について、原子力発電の位置付けや将来像を明確にした上で、国民に広く説明すること。</li> <li>・ 原子力発電所に求められる安全性に関する社会的合意形成に向け、住民等関係者間でのリスクコミュニケーションの取組みを推進すること。</li> </ul>	
(5) 原子力発電所周辺上空の飛行禁止の法制化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力発電所周辺上空の飛行禁止の法制化を図ること。</li> </ul>	
(6) 原子力発電所に対するテロ行為について、国内外の連携強化による未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力発電所に対するテロ行為について、国内外の連携を強化し、未然防止に努めること。</li> </ul>	

令和4年度 重要施策提案・要望 項目の主旨 <資料2>

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<b>5 原子力防災対策の充実・強化</b> (内閣府・国土交通省・原子力規制委員会・防衛省)		<b>【最重要】</b>
(1) 原子力災害対策指針の充実及び住民への丁寧な説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力災害対策指針について、感染症流行下における防護措置を含む最新の知見や関係自治体等の意見を反映し、住民の安全確保の視点に立った改定を継続的に行うこと。</li> <li>・ 避難等防護措置の考え方について、屋内退避の有効性も含め、立地地域の住民等に対し、丁寧に分かりやすく説明すること。</li> </ul>	県 民 環境部 ・ 土木部
(2) 住民避難の実効性向上のための広域避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時には、あらゆる避難手段を活用した広域搬送が不可欠であるほか、避難所等における感染症対策も重要であるため、人的・物的支援について省庁横断的な調整・対応を図り、早期かつ確実に実施すること。</li> <li>・ 自衛隊等の実動組織が保有する車両、船舶、ヘリ等の避難手段について、投入可能台数や派遣部隊など、支援体制を明確化すること。</li> </ul>	
(3) 緊急時の避難等に備えた交通基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時の住民避難や物資等の輸送路となる大洲・八幡浜自動車道や県道鳥井喜木津線の整備促進、松山自動車道「松山IC～大洲IC」及び国道56号「大洲道路」の全線4車線化や国道378号その他県市町道の道路整備に必要な予算を重点的に配分すること。</li> </ul>	
(4) 緊急時モニタリング体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時モニタリングを国が責任を持って統括し、避難時の海上モニタリングも含め確実に実施されるよう、派遣要員の確保や資質向上、資機材の整備等を図るとともに、国が一元管理する緊急時モニタリング結果が関係自治体等へ確実に伝達されるようにシステムの充実を図ること。</li> </ul>	
(5) 原子力発電安全・防災対策に係る交付金の拡充・増額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射線監視等交付金について、福島原発事故以降におけるモニタリング体制の強化も踏まえ、適切な監視・公表等に必要な機器整備及び維持管理費用を確保すること。</li> <li>・ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金について、関係自治体等の意見を踏まえ、ドローンの更なる活用など、より計画的に対策を推進するための拡充や増額に努めること。</li> </ul>	

	項 目	提 案・要 望 主 旨	所 管 部
新規	<b>6 大規模災害時の円滑な相互支援体制整備等のための防災業務の標準化の推進</b>		<b>【最重点】</b>
	(内閣府、総務省、厚生労働省)		
	(1) 災害対応業務等の標準化の着実な推進	・ 大規模災害時の相互支援において、応援職員による迅速・円滑な支援が行われるよう、近年発生した大規模災害の教訓等を踏まえた災害対応業務等の標準化や統一システムの開発等を着実に推進すること。	県 民 環 境 部 ・ 保 健 福 祉 部
	(2) 災害時における新型コロナウイルス感染症対策の指針等の明確化	・ 自宅療養者等の取扱いの他県等との差異により、避難所運営等に係る応援職員の支障となることも想定されるため、自宅療養者等の情報共有のあり方等について国において統一的な指針等を明確にすること。	
	(3) 工場・店舗等の非住家の被害認定に係る指針等の明確化	・ 現在、指針等が示されていない工場・店舗等の非住家の被害認定に係る取扱いを明確にするため国において統一的な指針等を明確にすること。	
(4) 死者・行方不明者の氏名等の統一的な公表基準の明確化	・ 災害時における死者・行方不明者の氏名等公表について自治体間での対応に差がでないよう、法令等で根拠を明確にした上で、統一的な基準を示すこと。		
新規	<b>7 国家的なリスクや課題に対応した行政体制のあり方の検討</b>		<b>【最重点】</b>
	(内閣府、総務省)		
	国家的なリスクや課題に対応した行政体制のあり方の検討	・ 急速に進む人口減少、頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症など、未曾有の事態に対応するため、国、都道府県、市町村の権限のあり方を再定義し、新たな役割分担に基づいた行政体制の構築を検討すること。	総務部
一部 新規	<b>8 四国の鉄道の維持・活性化</b>		<b>【最重点】</b>
	<b>[1] 四国への新幹線の導入</b> (国土交通省)		
	四国の新幹線計画を整備計画に格上げすること。		企 画 振 興 部
	(1) 整備計画への格上げに向けた調査の実施	・ 四国新幹線・四国横断新幹線の実現を図るため、基本計画から整備計画への格上げに向けた調査を実施すること。	
	(2) JR松山駅への新幹線駅併設に向けた調査・検討の実施	・ 在来線との乗継利便性を確保するため、JR松山駅への新幹線駅併設に向けた調査・検討を行うこと。	
<b>[2] 鉄道災害復旧支援制度の拡充</b> (国土交通省)			
地域に不可欠な鉄道ネットワークを、収益力の弱い地方において維持・確保するため、鉄道災害復旧支援制度の拡充を図ること。			
(1) 鉄道軌道整備法の災害復旧補助要件の緩和	・ 鉄道軌道整備法の災害復旧補助要件の適用に当たり、路線単位ではなく、複数路線をまたぐ運行実態等に応じたものにするるとともに、路線ごとの運輸収入1割以上の基準を引き下げるなど、経営状態の厳しい地方の鉄道事業者を支援する仕組みにすること。	企 画 振 興 部	
(2) 災害復旧補助制度の国負担率の引き上げ、地方財政措置の拡充	・ 現行の災害復旧補助制度では、国の負担割合が低く、鉄道事業者や地方公共団体の負担が大きくなっているため、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に準じた国負担率にするるとともに、地方交付税措置の引上げなど地方財政措置の拡充を図ること。		

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<b>9 高規格道路の整備促進・制度の実現</b>		<b>【最重点】</b>
<b>[1] 高速道路ネットワークの「3つのミッシングリンク」の早期解消</b> (内閣府・財務省・国土交通省)		
愛媛県における高速道路ネットワークの「3つのミッシングリンク」を早期に解消し、国土強靱化や地域経済の活性化、広域交流・連携のほか、ポストコロナ時代の「新たな日常」の実現に向けた基盤として、「重要物流道路」の一翼を担い、ダブルネットワークを形成するため、高規格道路の整備促進と必要な事業費を確保すること。		土木部
(1) 四国8の字ネットワーク未着手区間「内海～宿毛」の早期事業化、「津島道路」の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南海トラフ地震発生時に津波等による深刻な被害が想定される宇和島以南地区では、国道56号が寸断の恐れがあり、また地域活性化のためにもダブルネットワークの形成が不可欠であることから、四国8の字ネットワークの未着手区間「内海～宿毛」の早期事業化を図るとともに、「津島道路」を早期に整備すること。</li> </ul>	
(2) 今治・小松自動車道「今治道路」の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中四国地方の広域交流や産業・観光振興等を図り、架橋効果を最大限に発現させるため、「瀬戸内しまなみ海道」と「四国8の字ネットワーク」をつなぐ「今治道路」を早期に整備すること。</li> </ul>	
(3) 大洲・八幡浜自動車道「八幡浜道路(R4年度完成目標)」「夜屋道路」「大洲西道路」の整備促進に必要な事業費の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 九州～四国～京阪神間の広域高速ネットワークの形成や地域の活性化が図られるとともに、万が一の原発事故時には広域避難・救援道路の軸ともなる「大洲・八幡浜自動車道」全線の早期整備に必要な予算の配分を行うこと。</li> </ul>	



項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<b>[2] 地方創生を推進する高速道路ネットワークの整備・利便性等の向上 (内閣府・財務省・国土交通省)</b>		
高速道路ICと空港・港湾等を結ぶネットワークの形成や、既存の高速道路の機能強化による利便性等の向上を図るため、高規格道路の整備促進と必要な事業費を確保すること。		土木部
(1) 松山外環状道路の「空港線」・「インター東線」の整備促進、「空港線」余戸南IC～東垣生IC(仮称)の開通時期の早期公表、「空港～国道196号」の事業化に向けた計画段階評価の早期着手	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 松山空港・松山港から松山ICへのアクセス性向上、松山都市圏における慢性的な渋滞の解消と交通事故の削減、また、松山空港・松山港から松山ICへのアクセス性向上を通じて愛媛内県全域の生産性を向上させるため、松山外環状道路の「空港線」・「インター東線」の整備促進及び「松山空港～国道196号」の事業化に向けた計画段階評価の早期着手を図ること。</li> </ul>	
(2) 高速道路の暫定2車線区間の4車線化の推進(松山自動車道「松山IC～大洲IC」、国道56号「大洲道路」の全線4車線化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模災害時の救援活動等を支援し、行楽時期等の渋滞解消による円滑な交通を確保するため、「高速道路における安全・安心基本計画」の「優先整備区間」である松山・大洲間の早期全線4車線化を図ること。</li> </ul>	
(3) 東温スマートIC(仮称)の令和5年度完成に向けた整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自衛隊駐屯地や高度医療機関等とのアクセス向上により、県下全域の医療・防災体制の強化のほか、産業・観光振興にも資するため、完成に向け整備促進を図ること。</li> </ul>	
(4) 宇和PA(仮称)の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路利用者の利便性向上に加え、防災の体制強化にも資するため、大洲北只IC～西予宇和IC間に宇和PA(仮称)を整備すること。</li> </ul>	
(5) 高速ICへのアクセス向上や重要な拠点間の幹線道路を補完するネットワーク(国道11号川之江三島BP・新居浜BP・小松BP等)の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四国中央市、新居浜市、西条市の国道11号での直轄道路事業について、渋滞緩和や交通安全の確保を図り、重要な拠点間等を結ぶネットワーク形成に必要であるため、整備促進を図ること。</li> </ul>	
<b>[3] 瀬戸内しまなみ海道自転車通行料金の恒久的な無料化の実現 (国土交通省)</b>		
ウイズコロナ時代の新たな生活様式において自転車の活用が見直される中、ナショナルサイクルルートへの利便性向上に向け、しまなみ海道の自転車通行料金の恒久的な無料化を実現すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期間限定となっている自転車通行料金の無料化について、恒久化を図ること。</li> </ul>	土木部

令和4年度 重要施策提案・要望 項目の主旨 <資料2>

項 目	提 案・要 望 主 旨	所 管 部
<b>10 松山空港の機能拡充</b>		<b>【最重要】</b>
<b>[1] 国際線スポットの早期増設、旅客ビル整備促進 (国土交通省)</b>		
国際線スポットの早期増設、旅客ビル整備促進	・ 松山空港の受入環境を充実、強化するため、国際線スポットの早期増設や国際線旅客ビルの機能拡充などターミナル地域の整備促進を図ること。	観光スポーツ文化部
<b>[2] CIQ(税関・出入国管理・検疫)体制の充実・強化 (法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省)</b>		
CIQ(税関・出入国管理・検疫)体制の充実・強化	・ 松山空港の国際線利用者の出入国にかかる手続きが円滑に行われるよう、CIQ機関について、体制の充実・強化を図ること。	観光スポーツ文化部
<b>[3] 進入管制空域の返還 (国土交通省)</b>		
進入管制空域の返還	・ 米軍岩国基地の管理下にある松山空港の進入管制空域及び進入管制業務の日本への返還について、米国に強く要求すること。	観光スポーツ文化部

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部		
<b>Ⅲ. 人口減少対策</b>				
新規	<b>11 移住の促進や関係人口の拡大に向けた対策の強化 (内閣府・総務省) 【最重点】</b>			
	(1) 移住定住対策に取り組む自治体への支援拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コロナ禍で高まった地方移住への関心を持続的な地方への人の流れに繋げるため、移住希望者とのマッチングなど自治体が行き届く移住定住対策への特別交付税措置を拡充すること。</li> </ul>	企 画 振 興 部	
	(2) 地方での多様な働き方や暮らし方の実現に向けた仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレワークでの柔軟な働き方を定着させるよう、企業への働きかけ強化や自治体とのマッチング支援充実など人材の地方回帰を推進すること。</li> <li>・ テレワーカーと地域が関わりを深める仕組みの構築など、関係人口の拡大に向けた予算措置を拡充すること。</li> </ul>		
	(3) 地域おこし協力隊制度の要件緩和と支援拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協力隊の定住に向け、担い手不足が深刻な一次産業への就業や活動期間が1年未満での起業等も特別交付税措置の対象とすること。</li> <li>・ 起業等に要する経費への財政措置対象期間について、任期满了後2年以内も対象とする令和3年度の限定措置を継続すること。</li> </ul>		
<b>12 デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進に係る総合的な支援の充実と基盤整備の促進 (内閣府・総務省) 【最重点】</b>				
新規	(1) 地方創生の実現に向けたデジタル人材の確保などDX推進の総合的支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デジタル技術は、人口減少や少子高齢化が進む地方でこそ真価を発揮するものであり、ポストコロナ社会を見据えた更なる利活用のため、地方自治体のニーズを踏まえた実効的なデジタル人材の確保・活用につながる「人材バンク」の創設をはじめ、地方の実情に応じたDX推進の取組みに対して、総合的・恒常的な支援の充実を図ること。</li> </ul>	企 画 振 興 部
	(2) 都市部と格差の生じない情報通信基盤の整備促進		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光ファイバや5G基地局などは、DXの基盤であり、地方と都市部とで格差が生じず、同水準の通信環境となるよう、通信事業者や市町による情報通信基盤の整備を技術・財政両面から十分に支援すること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域経済の活性化への活用が期待されるローカル5Gについて、地方の中小企業であっても取り組めるよう、導入経費への支援措置を講ずること。</li> </ul>			

令和4年度 重要施策提案・要望 項目の主旨 <資料2>

項 目	提 案・要 望 主 旨	所 管 部
<b>13 教員の業務負担軽減に関する支援</b> (文部科学省)		<b>【最重点】</b>
(1) 教職員定数の充実	・ 教員の長時間勤務の是正を図りつつ、新学習指導要領の円滑な実施、いじめ問題や不登校をはじめ複雑化・多様化する教育課題に的確に対応できるよう、実質的な教職員定数の充実を図ること。	教 育 委 員 会
(2) 支援スタッフの配置促進	・ スクール・サポート・スタッフや学習指導員、ICT支援員などの支援スタッフの配置促進に向けた十分な予算措置や補助制度を構築すること。	
(3) 部活動改革に向けた支援の拡充	・ 本県独自に進めている高等学校の部活動指導員を国庫補助対象化するほか、部活動の地域移行等に関して高等学校を含めた支援を拡充すること。 ・ 部活動の地域移行を実効性のあるものにするため、大会への参加資格の見直しなど、関係団体と大会の在り方について調整を行うこと。	
(4) その他、中教審答申に基づく取組等への支援	・ 中教審の答申をはじめ、国が示す働き方改革に関する取組みを実施するにあたり、新たに生じる経費負担に対して十分な財政支援を行うこと。	
<b>14 教育の情報化の促進</b> (文部科学省)		<b>【最重点】</b>
(1) 持続可能な「GIGAスクール構想」の実現	・ 「GIGAスクール構想」を持続可能なものとするため、ランニングコストに対する財政支援や今後の端末更新時の費用に対する国庫補助について、高等学校を含めた制度設計とすること。	教 育 委 員 会
(2) 効果的なICT教育の推進への支援	・ デジタル教科書の導入を促進するため、義務教育課程における全教科での無償供与を実現すること。 ・ GIGAスクールサポーターやICT支援員の配置促進に向けた十分な予算措置や補助制度の創設などを講じること。 ・ 教員のICT活用指導力向上のため、研修プログラムの策定等必要な支援を拡充すること。	
(3) 県独自のCBTシステムへの財政支援等	・ オンライン学習システム(CBTシステム)をスタンダードなものと捉えた上で、本県独自システムのランニングコストに対する財政支援措置を講じること。 ・ 開発・運用に関する実証研究に関する事業創設などの措置を講じるとともに、効果的な運用を図るため、国のCBTシステムの運用に係る有効事例等の情報提供を行うこと。	

一部  
新規

令和4年度 重要施策提案・要望 項目の主旨 <資料2>

一部  
新規

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
15 医師確保対策	(厚生労働省・文部科学省)	【最重要】
<b>[1]医師確保対策</b> (厚生労働省・文部科学省)		
(1) 新型コロナウイルス感染症等を踏まえた方針等の見直し	・ 新型コロナウイルス感染症による影響を医師需給推計に反映させるとともに、こうした非常事態にも無理なく医師が確保されるように医師養成の方針などを見直すこと。	保 健 福 祉 部
(2) 医師の偏在を是正するための義務や規制の検討	・ 医師免許取得後一定期間、医師不足地域での診療を義務付けるなど、義務や規制を伴う医師の偏在是正策の検討など、実効性を高めた仕組みを構築すること。  ・ 令和5年度以降の医学部入学定員や地域枠制度の在り方の協議を進めるに当たり、地域の実情や都道府県の意見などを十分に反映すること。  ・ 現行の臨床研修制度及び専門医制度における地域偏在対策について、効果の検証を行い、医師が確実に地方に分散される仕組みを構築すること。  ・ 法改正に伴う都道府県の権限強化や事務の移譲等により、都道府県の業務負担が大幅に増加しているため、財政的支援を国において措置すること。	保 健 福 祉 部
(3) 総合診療専門医の研修・教育体制の充実	・ 地域医療などに求められる「総合診療専門医」を養成するための専門講座を大学医学部に必置とするなど、「総合診療専門医」養成に向けた教育体制の充実を図ること。	保 健 福 祉 部
<b>[2]災害医療従事者の育成・確保への支援</b> (厚生労働省)		
災害医療従事者の育成・確保への支援	・ 南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した際にも、医療救護活動が計画的・持続的に実施できるよう、災害医療従事者の育成・確保に係る財源確保を含め、国において必要な措置を講ずること。	保 健 福 祉 部

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<b>16 ドクターヘリの運航に対する支援等</b> (厚生労働省)		<b>【最重点】</b>
救急医療体制の充実・強化に向け、ドクターヘリの安定的な運航体制を確保するとともに、地域において良質かつ適切な医療を効果的・効率的に提供できるよう、財源確保を含め、国において必要な措置を講ずること。		保 健 福 祉 部
(1) ドクターヘリの運航に係る新たな支援制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ドクターヘリ導入促進事業」(医療提供体制推進事業費補助金)は、搭載医療機器・運航管理室の維持管理費等が補助対象外となっており、また、都道府県計画額に対する交付率は73.7%(R2年度)に止まっているなど、他事業を削減し、ドクターヘリ分の補助額を確保している現状を踏まえ、ドクターヘリの安定的な運航体制の確保に向けて、恒久的かつ柔軟性の高い新たな財政支援制度を創設すること。</li> </ul>	
(2) 医療提供体制推進事業費補助金制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療提供体制推進事業費補助金については、地域医療の推進に不可欠であるものの、総額が少なく、事業の中には縮小や中止を余儀なくされていることから、事業の安定的な実施のため、補助基準額に応じた交付が確実になされるよう法律補助とするなど、同制度の改善を図ること。</li> </ul>	
新規	<b>17 脱炭素社会の実現に向けた対策の拡充</b> (経済産業省・環境省)	
	<b>【最重点】</b>	
	(1) 脱炭素社会の実現に取り組む地方公共団体を支援する総合交付金の創設及び地域の取組への支援拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>2050年脱炭素社会の実現を目指す地方公共団体の取組を支援するため、総合的な交付金を創設すること。</li> <li>脱炭素社会の実現に向けて、産業部門等の脱炭素技術の開発・実用化の推進を図るため、地域の実情に応じた支援策を拡充すること。</li> <li>水素ステーションの全国的な普及促進のため、整備・運営に係る財政支援を継続するとともに、整備に関する規制緩和の更なる推進を行うこと。</li> </ul>
(2) 気候変動影響への適応の取組みに対する支援強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動及びその影響予測・評価等に関する情報提供や、県気候変動適応センターの活動支援など地域における具体的な適応策の立案・実施に対する継続的な支援強化を講ずること。</li> </ul>	

	項 目	提 案・要 望 主 旨	所 管 部
<b>IV. 地域経済の活性化</b>			
新規	<b>18 中小・小規模事業者の新たなビジネス展開に対する支援拡充 (経済産業省)</b>	<b>【最重点】</b>	
	(1) 新たなビジネスモデルの展開に挑戦する中小・小規模事業者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ウィズコロナ・ポストコロナ時代における社会経済環境の変化に対応するための経営戦略に基づいて、新たなビジネスモデルの展開に挑戦する中小・小規模事業者の取組みを幅広く支援すること。</li> </ul>	経 済 労働部
	(2) 新たなビジネスモデルの導入を後押しする地元自治体への財政支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の中小・小規模事業者による新たなビジネスモデルの導入を後押しする地元自治体への財政支援を拡充すること。</li> </ul>	
新規	<b>19 企業の地方移転の促進に向けた対策の強化 (内閣府)</b>	<b>【最重点】</b>	
	企業の地方移転の促進に向け、コロナ禍の影響や企業の意見を踏まえた総合的な方策を検討のうえ、対策を強化すること。		経 済 労働部
	(1) 地方移転を促進するインセンティブの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京一極集中の是正に向け、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する補助制度の創設など、企業の地方移転を促進するための十分な財政措置を講じること。</li> <li>・ 地方拠点強化税制における雇用促進税制を受けるための要件として、法人全体の従業者数の増加を求めず、移転先の増加数により判断する制度とすること。</li> </ul>	
	(2) サテライトオフィス誘致に取り組む自治体への支援継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体によるサテライトオフィス誘致に向けた取組みを支援するため、地方創生テレワーク交付金の交付期間を延長すること。</li> </ul>	
新規	<b>20 訪日誘客支援空港に対する支援の継続・拡充 (国土交通省)</b>	<b>【最重点】</b>	
	令和4年度以降の訪日誘客支援空港に対する支援の継続、制度の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度以降も訪日誘客支援空港に対する支援を継続するとともに、新規就航・増便に加え既存路線も支援対象とするなど、制度を拡充すること。</li> </ul>	観 光 スポーツ文化部
一部新規	<b>21 農林水産物の輸出拡大 (農林水産省(水産庁))</b>	<b>【最重点】</b>	
	農林水産物の輸出拡大や競争力強化への対策を講じること。		農 林 水産部
	(1) かんきつ輸出における障壁に係る対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台湾の残留農薬基準値について、日本と同レベルの設定を働きかけること。</li> <li>・ インドネシアに、残留農薬検査品目へのかんきつの追加を働きかけること。</li> <li>・ ベトナムとの温州みかんに係る植物検疫協議を加速化すること。</li> </ul>	
	(2) 水産物の輸出における障壁に係る対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 韓国・中国・台湾など関係各国に対し、放射性物質検査証明といった輸出規制の撤廃について働きかけること。</li> </ul>	

令和4年度 重要施策提案・要望 項目の主旨 <資料2>

項目	提案・要望主旨	所管部
<b>22 強いえひめ農業を支える基盤整備の推進</b> (財務省・農林水産省) <b>【最重点】</b>		
強いえひめ農業を支える基盤整備の推進に必要な予算を安定的に確保するとともに、国営事業を着実に推進すること。		農林水産部
(1) 産地の生産力や防災機能の強化に資する農業農村整備事業の推進	・ 農業農村整備事業関係予算の総額を当初予算で確保すること。	
(2) 「道前道後用水地区」など国営事業3地区の推進	・ 「道前道後用水地区」を早期に事業着手にするとともに、「道前平野地区」「南予用水地区」を着実に推進すること。	
<b>23 四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載</b> (文部科学省(文化庁)) <b>【最重点】</b>		
四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四国遍路を、人類共通の遺産として保存・継承するため、世界遺産候補として暫定一覧表への追加記載を行うこと。</li> <li>・ 札所・遍路道の文化財指定に必要な調査に関する予算の総額確保及び本県への重点的な予算配分を行うこと。</li> </ul>	観光スポーツ文化部
<b>24 次世代のトップアスリートの発掘・育成に対する支援等の充実</b> (文部科学省(スポーツ庁)) <b>【最重点】</b>		
(1) ナショナルトレーニングセンター(NTC)等を使用できる仕組みの構築、機器類の購入費補助制度の新設	・ 本県のジュニアアスリート等がナショナルトレーニングセンター(NTC)等の施設を使用できる仕組みを構築するとともに、国立スポーツ科学センター(JISS)と連携しながらスポーツ医科学を推進する体制の構築や機器類の購入費補助制度の新設を検討すること。	観光スポーツ文化部
(2) 国体施設を活用する仕組みの構築	・ 本県が整備した国体施設を全国レベルの大会等で活用できる仕組みについて、中央競技団体等と調整を図りながら構築すること。	
(3) スポーツ振興くじの助成の拡充	・ 次世代トップアスリートの発掘・育成事業に係るスポーツ振興くじ助成支援の拡充及びオリンピックや中央競技団体の優れた指導者から県内で直接指導が受けられるような仕組みを構築すること。	
<b>25 障がい者スポーツ振興への支援の拡充</b> (文部科学省(スポーツ庁)) <b>【最重点】</b>		
東京パラリンピックが醸成してきた地域の障がい者スポーツに対する関心や競技力の維持・向上などwithコロナ時代に即した支援の拡充		観光スポーツ文化部
(1) 障がい者が身近にスポーツを楽しむ環境の整備	・ 障がい者のスポーツ実施率向上を図るため、既存の民間のスポーツ施設を活用した仕組みを構築し、障がい者のスポーツ環境を改善すること。	
(2) eスポーツの推進を通じた障がい者・健常者の区分のない競技の推進	・ eスポーツを積極的に活用することで、障がい者と健常者との相互交流を促進し、障がい者の可能性を広げる取組みを進めること。	
(3) 地方の中小企業における障がい者スポーツアスリートの雇用促進	・ 中小企業向けにインセンティブを付した障がい者アスリート雇用促進制度を創設し、地域に根差した障がい者アスリートの育成を図ること。	



項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<p>≪重点項目≫</p>		
<p>I. 防災・減災対策</p>		
<p><b>26 緊急土砂災害対策の推進</b> (内閣府・財務省・国土交通省) 【重点】</p>		
<p>南予地域における砂防激甚災害対策特別緊急事業費の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>西日本豪雨により激甚な土砂災害が発生した南予地域の本格的な復旧・復興に向けて、「砂防激甚災害対策特別緊急事業費」の本県への必要な予算を配分すること。</li> </ul>	<p>土木部</p>
<p><b>27 大規模災害からの迅速かつ確実な復旧・復興工事の推進</b> (国土交通省) 【重点】</p>		
<p>(1) 大規模災害により被災した宅地の復旧支援制度の拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「堆積土砂排除事業」に係る補助対象の拡大と採択基準を緩和すること。</li> <li>「宅地耐震化推進事業」に係る補助率の嵩上げと採択基準を緩和すること。</li> </ul>	<p>土木部</p>
<p>(2) 大規模地震に備えた宅地耐震化の促進に向けたソフト対策の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地等の耐震化を総合的に推進するためのソフト対策を整備すること。</li> </ul>	
<p>(3) 地域建設企業における建設機械等の保有促進を図る制度の拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対応に使用する建設機械の保有を促進する支援策を講じること。</li> </ul>	
<p>新規</p>	<p><b>28 地域全体で取り組む「流域治水対策」の推進</b> (総務省・財務省・農林水産省・国土交通省) 【重点】</p>	
	<p>気候変動の影響や社会情勢の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水対策」を強力に推進すること。</p>	
	<p>(1) 一級水系における「流域治水対策」の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一級水系における「流域治水対策」の促進するため、予算の確保及び関係者の連携強化に努めること。</li> </ul>
<p>(2) 二級水系における「流域治水対策」の推進に係る支援強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二級水系における「流域治水対策」の推進に係る支援強化のため、新たな対策を検討するための技術的支援を行うほか関連する事業予算を確保すること。</li> </ul>	
<p><b>29 JR松山駅付近連続立体交差事業等の整備促進</b> (財務省・国土交通省) 【重点】</p>		
<p>JR松山駅周辺の交通渋滞・踏切事故や市街地分断の解消、県都松山の陸の玄関口にふさわしい魅力あるまちづくりを推進するため、連続立体交差事業、土地区画整理事業、街路事業等の一体的な整備促進に向け、予算を総額確保し、本県へ必要な予算配分を行うこと。</p>		
<p>(1) JR松山駅付近連続立体交差事業(高架区間)の整備促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通渋滞や踏切事故、市街地分断の解消を図るため、JR松山駅付近連続立体交差事業(8つの踏切除去)を促進すること。</li> </ul>	<p>土木部</p>
<p>(2) 松山駅周辺土地区画整理事業の整備促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県都松山の陸の玄関口、おもてなしの場にふさわしい活力あるまちづくりを推進するため、松山駅周辺土地区画整理事業の整備を促進すること。</li> </ul>	
<p>(3) 松山駅西口南江戸線の整備促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空港、松山観光港等へのアクセス向上と、駅西側地区の交通の利便性向上を図るため、松山駅西口南江戸線の整備を促進すること。</li> </ul>	

令和4年度 重要施策提案・要望 項目の主旨 <資料2>

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所管部
<b>30 命を守り暮らしを豊かにする港湾の整備促進</b> (内閣府・国土交通省) <b>【重点】</b>		
命を守り暮らしを豊かにする港湾の整備促進		
(1) 松山港国際物流ターミナル、東予港複合一貫輸送ターミナル等の事業費確保	・ 松山港国際物流ターミナル、東予港複合一貫輸送ターミナル等のプロジェクトが着実に進むよう事業費の確保を図ること。	土木部
(2) 宇和島港など物流や防災の拠点となる港湾の事業費確保	・ 背後圏域の経済活動を支える防災・物流拠点である宇和島港の整備、地震等に備えるための防災拠点となる三島川之江港、新居浜港及び今治港等の整備が着実に進むよう事業費の確保を図ること。	

令和4年度 重要施策提案・要望 項目の主旨 <資料2>

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<b>31 鉄道・バス・フェリー等公共交通機関の維持・活性化対策</b>	<b>(国土交通省)</b>	<b>【重点】</b>
(1) 交通政策基本計画で掲げられた公共交通確保維持策の着実な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における持続可能な交通網確保に必要な予算を確保すること。</li> <li>・ 公共交通を担う人材確保・育成のための施策の充実を図ること。</li> </ul>	企 画 振 興 部
(2) 各交通モードへの支援		
①JR四国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR四国の厳しい経営環境に鑑み、国鉄分割民営化時代に構築された経営安定基金等で鉄道事業の損失を補填するスキームの実効性を確保すること。</li> <li>・ JR四国が行う安全対策に対する地方公共団体の補助は、地域鉄道事業者(中小民鉄等)の場合と同様に、地方財政措置を設けること。</li> </ul>	
②生活バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四国ブロックの実情(輸送量が約10人/日)に応じた輸送量要件の緩和を行うこと。</li> <li>・ 地域間幹線系統や地域内フィーダー系統補助について、必要な予算を確保するとともに、補助上限額を引き下げないほか、新型コロナウイルスの影響を考慮し、補助要件の緩和など、引き続き、柔軟な対応を講じること。</li> <li>・ 車両購入費補助について、購入時一括補助方式(従前方式)に改善すること。</li> </ul>	
③離島航路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政負担が増えている地方の実情に鑑み、補助対象経費の1/2に相当する補助金額を満たすような十分な財源の確保を行うこと。</li> <li>・ 地域が維持すべきと認める生活航路については、他に代替交通手段がない航路に限るという要件を緩和し、唯一航路に準じて国の補助対象として認定すること。</li> <li>・ 島民運賃割引についても、全国一律の要件を撤廃し、地域が応分の負担をして引下げを行う場合には、国の補助対象として認定すること。</li> <li>・ 「人の往来に要する費用の低廉化」を推進するため、離島住民の移動に必要不可欠な生活交通の料金軽減に係る支援等を離島活性化交付金の対象事業とすること。</li> </ul>	
④フェリーに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模災害発生時における代替手段としてのフェリーの果たす役割、特に本州との道路・鉄道によるアクセスが本州四国連絡橋のみである四国・愛媛県におけるフェリーの重要性、また太平洋新国土軸の形成に不可欠との観点から、航路の維持・確保に向けた国の支援を実施すること。</li> <li>・ 本四高速料金の引下げによるフェリー航路への影響を緩和するとともに、航路の利用促進と高速道路の有効利用のために、車両が高速道路を一旦流出し、再度乗り直した場合にも、高速道路通行料金の「長距離通減制」の適用を図ること。</li> </ul>	

令和4年度 重要施策提案・要望 項目の主旨 <資料2>

一部  
新規

項目	提案・要望主旨	所管部
<b>Ⅱ. 人口減少対策</b>		
<b>32 少子化対策・子育て支援の充実</b> (内閣府・厚生労働省) 【重点】		
(1) 全国一律の医療費助成に対する財源措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国の各地方公共団体が地方単独事業として実施している子ども医療費、ひとり親家庭医療費及び重度心身障がい者(児)医療費に対する助成事業をナショナルミニマムとして全国一律の制度とし、財源措置を講じること。</li> <li>子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置について、全面的に廃止すること。</li> </ul>	保健福祉部
(2) 発達障がいの早期支援介入のための体制充実の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>5歳児検診における発達障がいの発見に係る取り組みの経費を国庫補助事業とする措置を講じること。</li> <li>支援の入り口となる市町の相談窓口が必要なアセスメントを行い、総合的に対応できるワンストップ相談体制を構築できるよう、国庫補助制度の創設など適切な支援を講じること。</li> </ul>	
<b>33 きめ細かな不登校対策等の推進</b> (文部科学省) 【重点】		
(1) 不登校児童生徒の個々の状況に応じた多様な支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間フリースクールとの連携や、相互の協力・補完が極めて重要であることから、フリースクールの指導内容の充実と安定的な運営を図るため、補助制度を創設すること。</li> <li>一人一人の状況に応じたきめ細かな不登校対策の推進が可能となるよう、多様な取組に対する補助制度を整備すること。</li> </ul>	教育委員会
(2) いじめ問題等における外部専門家の活用に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>弁護士や警察OBなど、専門的な見地からいじめ問題等を解決するため、外部専門家を活用することに対し財政支援を行うこと。</li> </ul>	
<b>34 安全・安心な教育環境整備の促進</b> (文部科学省) 【重点】		
(1) 長寿命化対策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設の長寿命化、非構造部材の耐震化について、計画的に実施される小規模な改修工事等も国庫補助対象とし、財政規模の小さな地方公共団体でも長寿命化対策に対応できるようにするなど、補助要件を緩和するとともに十分な予算を確保すること。また、公立高等学校についても補助対象とすること。</li> <li>エアコン設置事業に関しては、公立高等学校ではリースによる整備が殆どであるため、リース料金に対する特段の財政措置を講じること。</li> </ul>	総務部 ・ 保健福祉部 ・ 教育委員会
(2) 補助単価の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立学校施設整備事業において、実際の工事に要する経費と国交付金の算定基礎となる補助単価との間に乖離があり、事業費に見合う額が交付されていないため、実情に合うよう補助単価の引上げを図ること。</li> </ul>	
(3) 私立学校施設の耐震化(非構造部材を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>私立学校施設の耐震化を促進するため、補助制度の拡充や更なる延長を図ること。</li> </ul>	

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<b>35 地域の実情に応じた地域医療介護総合確保基金の見直し</b> (厚生労働省) <b>【重点】</b>		
(1) 地域の実情に沿った柔軟な制度への見直しと十分な財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本基金について、地域の実情に沿って柔軟に基金を活用できる制度とするとともに、将来にわたり十分な財源を確保すること。</li> </ul>	保 健 福 祉 部
(2) 早期の内示など基金の円滑な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内示により配分額が判明するまで、医療・介護の関係機関・団体等が本基金を活用する事業を実施することが困難であり、医療・介護サービスの円滑な提供に多大な影響を与えていることから、早期の内示など、運用の見直しを早急に行うこと。</li> </ul>	
<b>36 資源循環の促進に向けた取組の強化</b> (内閣府(消費者庁)・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省) <b>【重点】</b>		
国のプラスチック資源循環戦略の策定や食品ロス削減推進法の施行を踏まえ、地方の積極的な取組みを強化するため、財政支援など必要な措置を講じること。		県 民 環 境 部
(1) プラスチック資源循環の促進及び海洋プラスチックごみ対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラスチックごみの削減につながる取組みの強化や3Rの推進等のほか、代替素材・製品の技術開発や販路開拓等を支援すること。</li> <li>・ 海洋プラスチックごみを含む海洋ごみの回収・処理の継続的な実施のため、地方公共団体への恒久的な財源措置を行うとともに、さらなる効果をあげるため、海洋ごみの原因となる川ごみを補助対象とすること。</li> <li>・ 海洋環境における生態系に及ぼす影響が懸念されるマイクロプラスチックに関する調査研究と発生抑制策を講じること。</li> </ul>	
(2) 食品ロス削減の取組に対する対策強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町が行う食品ロス削減推進計画の策定や食品ロス実態調査への支援を強化すること。</li> <li>・ 食品関連事業者の食品廃棄物の発生抑制、消費者への普及啓発、学校等における食育の実施、フードバンク活動への支援等、食品ロス削減に向けた国民運動をさらに強化すること。</li> </ul>	

一部  
新規

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<b>37 再犯防止に関する取組の推進</b> (法務省)		<b>【重点】</b>
再犯防止施策について、地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で、国が主体的に取り組むとともに、地方が国と連携し、地域の実情に合った再犯防止の取組みを着実に推進できるよう、財政支援など必要な措置を講ずること。		県 民 環 境 部
(1) 地方の再犯防止施策への財政支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方再犯防止推進計画に基づき、地方が国と連携して、多岐にわたる相談を各支援機関につなぐ体制の整備をはじめとする取組みを着実に推進できるよう、必要な財政支援を行うこと。</li> </ul>	
(2) 更生保護就労支援事業の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>刑務所出所者等の就労・定着支援等の促進を図るため、国が実施している更生保護就労支援事業を全国に展開し、地域の支援機関との連携を一層推進すること。</li> </ul>	
(3) 刑事司法手続中及び終了後の連携体制等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪をした者等を円滑に地域の支援につなげるため、刑事司法手続中はもとより、その終了後においても、刑事司法関係機関、地方公共団体、地域支援者相互の情報の共有や連携が適切に行えるよう、個人情報の取扱いに関する法制度や支援に必要な情報共有の仕組みを整備すること。</li> </ul>	
<b>38 エネルギーの安定供給の維持・確保</b>		<b>【重点】</b>
<b>[1] 再生可能エネルギーの導入促進</b> (経済産業省(資源エネルギー庁)・環境省)		
再生可能エネルギーの導入促進に向けた取組みを充実・強化すること。		県 民 環 境 部
(1) 環境の整備及び技術開発等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画に地元の意見を反映させる仕組みを構築すること。</li> <li>抜本的な系統連系対策を講ずるとともに、発電コストの低下や蓄電技術の開発等に戦略的に取り組むこと。</li> </ul>	
(2) 導入状況把握の仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーの発電出力量及び発電電力量等、電力事業者等が保有する情報の提供を受けられる仕組みを構築すること。</li> </ul>	

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<p><b>[2] エネルギー対策特別会計関連交付金の充実強化</b> (経済産業省(資源エネルギー庁))</p>		
<p>国のエネルギー政策に協力してきた電源立地地域の恒久的な振興や安全確保を図るため、また、東日本大震災での教訓や昨今の自然災害の激甚化・大規模化を踏まえ、エネルギーの安定供給システムの維持・確保のため、エネルギー対策特別会計関連交付金の充実強化を図ること。</p>		<p>経 済 労 働 部</p>
<p>(1) 原子力発電施設の廃炉プロセス完了までを見据えた財源措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国のエネルギー政策に協力してきた立地地域の恒久的な振興や安全確保のため、廃炉プロセス完了までを見据えた交付金制度の拡充による財源を確保すること。</li> </ul>	
<p>(2) 電源立地地域対策交付金の交付対象市町(エリア)の拡大及び愛媛県・交付対象市町への交付金の増額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災等を踏まえ、国民生活に不可欠な電力・燃料の安定供給維持のため、電源立地地域対策交付金の交付対象市町(エリア)を拡大すること。また、県・交付対象市町への交付金を増額すること。</li> </ul>	
<p>(3) 石油貯蔵施設立地対策等交付金の愛媛県・交付対象市町への交付金の増額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災等を踏まえ、地域の安全対策事業を充実させるため、石油貯蔵施設立地対策等交付金の県・交付対象市町への交付金を増額すること。</li> </ul>	
<p><b>39 県民が安全で安心して暮らせる社会の実現</b></p>		<p><b>【重点】</b></p>
<p><b>[1]警察基盤の強化</b> (国家公安委員会・警察庁・総務省)</p>		
<p>(1) 愛媛県警察官の増員・育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察官1人当たりの業務負担が同規模県の中でも高い現状を早急に改善するとともに、人身安全関連事案対策、特殊詐欺対策及び原子力関連施設等へのテロ対策等の治安課題に的確に対処するため、本県警察官の増員及び育成をすること。</li> </ul>	<p>警 察 本 部</p>
<p>(2) 装備資機材、警察車両、自動車ナンバー自動読取システムの増強</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>治安課題に的確に対処するため各種装備資機材や警察車両を増強し、必要箇所への自動車ナンバー自動読取システムの増設又は簡易な自動車ナンバー自動読取システムに係る補助制度を新設すること。</li> </ul>	
<p><b>[2]交通安全施設更新事業の計画的な推進</b> (国家公安委員会・警察庁)</p>		
<p>交通安全施設更新事業の計画的な推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「信号機の心臓部」である信号制御機の計画的な更新に係る補助金について、継続的に予算を確保すること。</li> </ul>	<p>警 察 本 部</p>

	項 目	提 案・要 望 主 旨	所 管 部
<b>Ⅲ. 地域経済の活性化</b>			
新規	<b>40 新型コロナウイルス感染症の影響が長引く公共交通機関への支援 (内閣府・国土交通省)</b>	<b>【重点】</b>	
	<p>新型コロナウイルス感染症による大きな影響が続いている公共交通機関に対して、国の財源による支援を強化するとともに、県や市町が行う支援策についても臨時交付金と同等の措置を継続すること。</p> <p>(1) 地域公共交通の維持・回復に必要な財政支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道、バス、航路等の事業者の減収分を補填する新たな補助制度の構築や、既存補助事業の補助率かさ上げなど、地域公共交通の維持・回復に必要な財政支援を早急に行うこと。</li> </ul> <p>(2) 航空会社の実情に即した支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空港整備等に必要な経費について財源の確保を図りつつ、航空機利用の低迷によって、収入が激減している航空会社に対し、空港使用料の減免を実施するなど、航空会社の実情に即した支援策を講じること。</li> </ul>	企画振興部 ・ 観光スポーツ文化部	
新規	<b>41 地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の総合的な推進 (国土交通省)</b>	<b>【重点】</b>	
	(1) 地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の推進に向けた財政措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の推進に向けて、自転車関連予算の総額確保や新たな財政支援制度の創設、規制緩和などの必要な措置を講じること。</li> </ul>	観光スポーツ文化部 ・ 土木部
	(2) ナショナルサイクルートの認知度・ブランド力向上に向けた国の取組み強化及び指定地域の主体的な取組みに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国において、ナショナルサイクルートの海外での認知度・ブランド力向上に向けたマーケティング活動を実施するとともに、各ルート発案による先進的な取組みに対し支援を講じること。</li> </ul>	
	(3) 四国一周サイクリングルートのナショナルサイクルートの指定及び本県自転車施策のモデル化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四国一周サイクリングルートをナショナルサイクルートに指定するほか、本県の自転車施策をモデル事業と位置付けて全国展開を図るとともに、自転車関連予算の本県への重点配分を行うこと。</li> </ul>	
新規	<b>42 地域の実情を踏まえた職業能力開発促進施策の拡充・弾力化 (厚生労働省)</b>	<b>【重点】</b>	
	<p>(1) 職業能力開発促進施策の一層の拡充・弾力化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方では受託先となる民間教育訓練機関に限られている現状を踏まえつつ、より柔軟な職業訓練の設定・実施が可能となるよう職業能力開発促進施策の一層の拡充・弾力化を図ること。</li> </ul> <p>(2) 人材育成の取組みに対する地方自治体への財政支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域独自の人材育成の取組みに対し、地元自治体への財政支援を講じること。</li> </ul>	経済労働部	



項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<b>43 産業創出支援の強化</b>		<b>【重点】</b>
<p><b>[1] 創業支援の強化</b> (内閣府・経済産業省(中小企業庁))</p>		
<p>国の創業支援施策の拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における創業を促進し、地域経済の活性化を推進するため、創業支援の更なる強化を図るとともに、十分な予算額を確保すること。</li> </ul>	<p>経 済 労 働 部</p>
<p><b>[2] 高機能素材を活用した産業創出への支援</b> (経済産業省)</p>		
<p>セルロースナノファイバー(CNF)や炭素繊維などの高機能素材を活用した産業創出に対する支援を強化すること。</p>		<p>経 済 労 働 部</p>
<p>(1) 県内企業の習熟レベルに応じた人材養成への支援の継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>更なる高機能素材活用産業の創出を図るため、部品の成形・加工事業に係る企業の参入支援を拡充するとともに、高機能素材を扱うことのできる高度な知識・技能を持った技術人材の養成などへの支援を継続すること。</li> </ul>	
<p>(2) 柑橘など地域資源を原料としたCNFの標準化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>木材由来のCNFだけでなく、本県独自の柑橘ナノファイバーなどの地域資源を原料としたCNFについても、製品化・商品化に不可欠となる規格の標準化を推進すること。</li> </ul>	
<p>(3) CNF研究に係る機器導入に対する助成強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産学官が連携した研究開発を推進するため、最新の研究機器の導入に対する助成を強化すること。</li> </ul>	
<p><b>[3] 地方におけるAI・IoT等の導入・活用に対する支援施策の拡充</b> (経済産業省)</p>		
<p>地方におけるAI・IoT等の導入・活用の促進に向けた中小企業支援施策の拡充を図ること。</p>		<p>経 済 労 働 部</p>
<p>(1) 実証事業に対する支援施策創設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>AI・IoT等の実装に向けた実証事業に対する支援施策を創設すること。</li> </ul>	
<p>(2) 地方の中小企業等がAI・IoTの整備促進を図るための支援施策拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方の中小企業等がAI・IoT等の整備促進を図るため、人材面も含めた支援施策を拡充すること。</li> </ul>	

令和4年度 重要施策提案・要望 項目の主旨 <資料2>

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<b>44 外国人材受入れの適正化及び円滑化と地域の実情に応じた制度の拡充</b> (法務省・厚生労働省)		<b>【重点】</b>
地方が外国人材を適正かつ円滑に受け入れるための施策を講じること。		保 健 福 祉 部 ・ 経 済 労 働 部
(1) 特定技能制度の円滑な運用への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人材の大都市圏への偏在を防ぎ、地方のバランスに配慮した仕組みを構築すること。</li> </ul>	
(2) 技能実習制度の円滑な運用への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方の人手不足や帰国困難者に配慮した出入国に必要な支援を行うこと。</li> <li>・ 研修や技能講習での言語サポート等の取組みへの支援を拡充し、送出国の多様化を踏まえた優良な送出国の開拓に必要な支援を行うこと。</li> </ul>	
(3) 介護人材の受け入れの円滑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種制度により受け入れた外国人介護人材が、介護福祉士国家資格を取得しやすくなるよう、必要となる実務者研修等の受講支援や英語等での受験を可能とするなど支援を拡充すること。</li> </ul>	
(4) 外国人材に向けた支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本語や各業種の専門知識についての習得、生活面での支援など、サポート体制の一層の充実を図ること。</li> </ul>	

新規

項目	提案・要望主旨	所管部
<b>45 愛媛大学に対する支援</b>		<b>【重点】</b>
<b>[1] 愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環(修士課程)設置に伴う運営支援 (文部科学省)</b>		
愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環(修士課程)設置に伴う運営支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>医学系と農学系の教員によって、従前の公衆衛生の専門知識に加え、食を通じた健康増進にも焦点をあてた教育を実施し、健康増進や健康寿命の延長といった社会的課題に対応できる人材を輩出し、withコロナ時代における愛媛県地域の健康増進・疾病予防、感染症対策に寄与する愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環(令和4年度開設予定・設置申請中)に関する運営支援を充実すること。</li> </ul>	愛媛大学
<b>[2] 社会共創学部を中心とした地域人材育成機能の強化 (文部科学省)</b>		
社会共創学部を中心とした地域人材育成機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛媛県では、県内人口の減少の歯止め、若年層の県外への流出の是正が喫緊の課題となっている。この課題解決のため、愛媛大学では平成28年度に設置した新学部「社会共創学部」を中心として地域活性化、地域産業の発展を担う人材育成とその輩出に取り組んでいる。この取組を継続して安定的に実施していくために必要な経費の支援を行うこと。</li> </ul>	愛媛大学
<b>[3] 愛媛大学が地域密着型センターを拠点に展開する「全世代の人材活躍」に向けたリカレント教育への支援 (文部科学省)</b>		
愛媛大学が地域密着型センターを拠点に展開する「全世代の人材活躍」に向けたリカレント教育への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ニーズを把握し、それに対応するリカレント教育を実施するため、県内各地に設置された「地域協働型センター」による、地域ニーズの把握と、リカレント教育の総合的なコーディネートを行う「地域専門人材育成・リカレント教育支援センター」の活動に対する支援を行うこと。</li> </ul>	愛媛大学
<b>46 果樹経営支援対策の充実・強化 (農林水産省)</b>		<b>【重点】</b>
日米貿易協定やTPP11等による影響が懸念される中、果樹農家が抱える不安を取り除き、将来に向け安心して営農ができるよう、果樹経営支援対策の充実・強化を図ること。		農林水産部
(1) 果樹産地活性化対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>産地生産基盤パワーアップ事業について、中長期的に継続実施するとともに、成果目標の拡充等を行うこと。</li> <li>より広範な産地が同一品種の改植に取り組めるよう、担い手への園地集積の状況をより重視するなど、成果目標項目の更なる充実を図ること。</li> </ul>	
(2) ドローン等無人航空機による防除の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドローン等による防除に使用できる農薬の適用拡大を進めること。</li> </ul>	

令和4年度 重要施策提案・要望 項目の主旨 <資料2>

項 目	提 案 ・ 要 望 主 旨	所 管 部
<b>47 畜産経営支援対策・家畜伝染病対策の強化</b> (農林水産省) <b>【重点】</b>		
畜産農家が将来にわたり希望を持って経営に取り組めるよう、畜産経営支援対策・家畜伝染病対策を強化すること。		農 林 水 産 部
(1) 畜産経営支援対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>農家の収益性向上に向けた施設機械の整備及び産地の維持・発展に資する食肉処理施設の整備に必要な予算額を確保すること。</li> </ul>	
(2) 家畜伝染病対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>豚熱ワクチン接種地域の拡大により、種豚等の供給体制に支障が生じないように必要な措置を講じること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>国における防疫資材備蓄など広域的な支援体制を強化すること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜伝染病の防疫拠点である家畜保健衛生所の機能強化のため、補助対象を拡充すること。</li> </ul>	
<b>48 アコヤガイ大量へい死への対応</b> (農林水産省(水産庁)) <b>【重点】</b>		
令和元年から発生したアコヤガイ大量へい死への対策を講じること。		農 林 水 産 部
(1) 国主導による早急な原因究明	<ul style="list-style-type: none"> <li>各県の原因究明に係る調査・研究を支援するとともに、国主導で関係県と連携した調査・研究を行うこと。</li> </ul>	
(2) 漁場環境の変動等に強い貝づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺伝的多様性に配慮しつつ感染症や漁場環境の変動等に強い貝づくり、及び適切な飼育管理に係る研究開発への支援を行うこと。</li> </ul>	
(3) 外国産アコヤガイ導入のための防疫体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国産アコヤガイ導入に関し、感染症リスク等に備えた防疫体制を構築すること。</li> </ul>	
<b>49 林業の成長産業化に向けた支援の強化</b> (農林水産省(林野庁)) <b>【重点】</b>		
林業を地域の成長産業へ育成する「えひめ農林水産業振興プラン2021」の推進に向け、支援の強化及び必要な予算を確保すること。		農 林 水 産 部
(1) 林業・木材産業の競争力強化に必要な予算の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>再造林や下刈りに係る森林所有者への支援を強化すること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>路網や木材産業など競争力強化(施設整備)に必要な予算を確保すること。</li> </ul>	
(2) CLT利用促進への支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>高い普及効果が見込まれ、先導的な役割を果たす公共施設等への活用に対する支援を継続・強化すること。</li> </ul>	
(3) 担い手の確保対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>林業・木材産業団体の制度改正に向けた活動を支援し、「技能実習制度」における2号移行対象職種へ「林業・木材産業」を追加すること。</li> </ul>	

令和4年度 重要施策提案・要望 項目の主旨 <資料2>

項 目	提 案・要 望 主 旨	所 管 部
<b>50 持続的な水産資源の確保に向けた技術開発の強化</b>	(農林水産省(水産庁))	<b>【重点】</b>
新たな養殖技術や環境・資源管理技術などの技術開発を行う研究施設の整備に対する支援を行うこと。		農 林 水 産 部
浜の活力再生・成長促進交付金の対象拡充	・ 浜の活力再生・成長促進交付金を拡充し、種苗生産施設等に加えて技術開発を行う研究施設を補助対象とすること。	
<b>51 海外における日本の地名の商標登録問題への取組強化</b>	(経済産業省(特許庁)・農林水産省)	<b>【重点】</b>
日本の主要な地名(都道府県名等)の保護を図ること。		企 画 振 興 部 ・ 経 済 労 働 部 ・ 農 林 水 産 部
(1) 県名の公知の外国地名としての認識徹底の働きかけ	・ 主要な地名(都道府県名等)等について、冒認出願(関係ない者が行う出願)されたとしても拒絶されるよう、公知の外国地名としての認識の徹底を各国に働きかけること。	
(2) 公告事案等に係る情報提供の強化	・ 公告や登録時に、自治体が的確に対応できるよう、定期的な情報提供などの支援措置を講じること。	
<b>52 東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシー活用への支援</b>	(内閣官房・文部科学省(スポーツ庁))	<b>【重点】</b>
(1) 東京2020オリンピック・パラリンピック後のホストタウン相手国との交流継続への支援	・ ホストタウン制度により相手国・地域との交流事業に取り組んできた自治体の大会後の交流継続を後押しするため、財政支援期間の延長や支援制度の新設等を検討すること。	観 光 スポ ー ツ 文 化 部
(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック後のオリパラ教育を引き継ぐ取組みへの支援	・ オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業として各自治体がスポーツ庁の委託を受けて取り組んでいるオリパラ教育について、大会後、同事業の目的を引き継ぐ取組みへの支援を検討すること。	
<b>53 地方の文化芸術施策への支援</b>	(文部科学省(文化庁))	<b>【重点】</b>
(1) 地方が実施する文化芸術施策への支援拡充	・ 地方が行う文化芸術施策が、地域の実情や課題に的確に対応した内容となり、地域活性化等に資するものとなるよう、地方支援のための十分な財源を確保するとともに、自由度の高い補助事業の創設など、助成制度を拡充すること。	観 光 スポ ー ツ 文 化 部
(2) コロナ禍を乗り越えるための地方の文化団体等への継続的支援	・ 新型コロナウイルスの感染拡大により多大な影響を受けた団体等に対する支援については、地方における文化団体等にも配慮した、より平易な制度設計とするとともに、継続的に実施すること。	

一部  
新規